

BELS(建築物省エネルギー性能表示制度) 評価業務手数料

令和 3年 4月 1日

(株)東北建築センター「法第7条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度評価業務規程」第12条に規定する評価料金は下記のとおりとする。

(1) 評価料金

(税込金額 単位：円)

| 戸建て住宅 | 一般 | 確認併願 | 性能評価等併願 |
|----------------|--|--|--|
| | 33,000 | 29,700 | 6,600 |
| 共同住宅等の 住戸のみ | 基本料金77,000 + (2,200×対象住宅戸数) | 基本料金55,000 + (2,200×対象住宅戸数) | 基本料金27,500 + (2,200×対象住宅戸数) |
| 共同住宅等の 建物全体 | 基本料金77,000 + 2,200×対象住宅戸数 + 共用部分77,000 | 基本料金60,500 + 2,200×対象住宅戸数 + 共用部分55,000 | 基本料金27,500 + 2,200×対象住宅戸数 + 共用部分27,500 |

※確認併願：当機関に建築確認申請の依頼と併願する場合

※性能評価等併願：当機関に設計性能評価、長期優良住宅認定技術的審査、低炭素認定技術的審査、の結果を活用し、審査できる場合をいう。（ただし、他機関の適合証付きは除く。）

※変更審査は上記評価料金の1/2とします。

※当機関が発行した評価書の再交付料金は1通につき5,500円（税込）とします。

※表示プレートの作成をご希望の場合、一般社団法人住宅性能評価・表示協会の定める表示プレート作成費用が別途必要となります。

(2) 評価料金のお支払いについて

- ・窓口において、現金でのお支払い
- ・請求書発行によるお振込み